

定 款

(2020年6月)

住友精化株式会社

住友精化株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は住友精化株式会社と称し、英文では Sumitomo Seika Chemicals Company, Limited. と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は本店を兵庫県加古郡播磨町に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 無機化学工業製品、有機化学工業製品、農薬および化学肥料その他化学製品の製造ならびに売買
2. 医薬品、医薬部外品および医療用具の製造ならびに売買
3. 防腐剤、着色剤等の食品添加物、飼料および飼料添加物の製造ならびに売買
4. 工業用ガス、特殊ガスの製造および売買ならびにガスの発生、利用に関連する装置、機器の設計、製作、施工および売買ならびにこれらに関連する技術の売買
5. 合成樹脂製品、合成ゴム製品その他高分子化合物およびこれに関連する製品の製造、加工ならびに売買
6. 希有金属その他各種金属およびその化合物の製造ならびに売買
7. 化学工業用、環境保全用その他各種プラント、装置、機器の設計、製作、施工および売買ならびにこれらに関連する技術の売買および設備の運転、保全の受託
8. 無機化学工業製品および有機化学工業製品の品質分析ならびに環境保全に関する調査、分析、測定および鑑定
9. 前各号に掲げる製品等および技術の輸出入ならびに売買
10. 住宅の建設その他各種建設工事の設計、施工、監理および技術指導ならびに土地建物の売買
11. 石油化学品貯蔵施設の賃貸
12. 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理および再生ならびに清掃業
13. 警備の請負およびその保障業務ならびに各種設備機器の保全保守業
14. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
15. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
16. 前各号に付帯する一切の事業ならびにこれに関連する一切の業務

(機 関)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 4 千万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株 主 総 会

(基 準 日)

第 1 0 条 当社は、毎年 3 月 3 1 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 1 1 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第 1 2 条 株主総会は、社長が招集し、その議長となる。社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 1 3 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 3 0 9 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第 1 4 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところによりインターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第 1 5 条 株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 16 条 当社の取締役は 17 名以内とする。

(選 任)

第 17 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会)

第 19 条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役会長および社長各 1 名を選定することができる。

(取締役の損害賠償責任)

第 21 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 22 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(選 任)

第 23 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 24 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- ③ 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

(監査役会)

第25条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(常勤の監査役および常任監査役)

第26条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

- ② 監査役会は、監査役の中から常任監査役を選定することができる。

(監査役の損害賠償責任)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第29条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第30条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対してこれを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。